

新（赤文字部分が変更箇所）：2025年10月1日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第2条 借入金利および基準金利	第2条 借入金利および基準金利
1～7.省略	1～7.省略
<p>8. 借主が選択する借入期間その他の借入条件や借入内容（以下「借入条件等」という）に応じて金利の引上げがある場合は、基準金利に対して金利を引上げて適用します。この場合、お借入後において、一部繰上返済やその他の事由によりお借入当初の借入条件等が変更となった場合であっても、引き続き引上げ後の金利が適用されます。</p>	<p>8. 借主が選択する借入期間により金利の引上げがある場合は、基準金利に対して金利を引上げて適用します。この場合、お借入後において、一部繰上返済やその他の事由によりお借入当初の借入期間が短縮された場合であっても、引き続き引上げ後の金利が適用されます。</p>
9～11.省略	9～11.省略
第3条～第38条（省略）	第3条～第38条（省略）
【2025年10月1日現在】	【2025年4月10日現在】